

改定後

一般財団法人東京都剣道連盟における級位・段位 ・称号の審査等に関する規程および実施要領

(抜 粋)

平成17年12月13日施行
平成21年 8月 6日改訂
平成23年 6月 7日改訂
平成30年12月 6日改訂
平成31年 3月12日改訂

実 施 要 領

第4条 規程第11条および全剣連剣道称号・段位審査規則第17条による「実技」、
「木刀による剣道基本技稽古法」、「日本剣道形」および「学科」の審査は、
次による。

一 実技

- (1)初段から五段までは、原則として五人1組とし、審査員に対し各々左右
の位置で1回ずつ行う
- (2)初段から五段までは、一人2回行う
- (3)本連盟主催の大会・審査会等における剣道着・袴の色は、紺もしくは黒
または白とする

附 則

1. この規程は、平成17年12月13日から施行する。
2. 旧「財団法人東京都剣道連盟における級位・段位・称号の審査等に関する規程および実施要領」は廃止する。
3. この規程は、平成21年10月1日から改訂施行する。ただし、特別な事情がある場合には、暫定期間を設け、平成22年4月1日までに完全実施する。
4. この規程は、平成30年12月6日から施行する。
5. この規程は、平成31年3月12日から施行する。

改定前一般財団法人東京都剣道連盟における級位・段位
・称号の審査等に関する規程および実施要領

(抜 粋)

平成17年12月13日施行

平成21年 8月 6日改訂

平成23年 6月 7日改訂

平成30年12月 6日改訂

実 施 要 領

第4条 規程第11条および全剣連剣道称号・段位審査規則第17条による「実技」、
「木刀による剣道基本技稽古法」、「日本剣道形」および「学科」の審査は、
次による。

一 実技

- (1)初段から五段までは、原則として五人1組とし、審査員に対し各々左右
の位置で1回ずつ行う
- (2)初段から五段までは、一人2回行う。~~ただし、二刀使用と対した者は、
更に対戦者どうしでもう一回行う~~ (削 除)
- (3)本連盟主催の大会・審査会等における剣道着・袴の色は、紺もしくは黒
または白とする

附 則

1. この規程は、平成17年12月13日から施行する。
2. 旧「財団法人東京都剣道連盟における級位・段位・称号の審査等に関する規程および実施要領」は廃止する。
3. この規程は、平成21年10月1日から改訂施行する。ただし、特別な事情がある場合には、暫定期間を設け、平成22年4月1日までに完全実施する。
4. この規程は、平成30年12月6日から施行する。